

東京都北区自殺予防対策推進本部設置要綱

5北康推第4754号

令和6年3月29日区長決裁

(設置目的)

第1条 北区における自殺予防対策を総合的かつ効果的に推進するため、東京都北区自殺予防対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北区の総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 北区の自殺の現状把握・分析についての情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に係る庁内の連携に関すること。
- (4) 自殺対策の推進に係る知識の普及啓発に関すること。
- (5) 北区自殺対策計画に関すること。
- (6) その他区長が必要と認める事項

(構成及び職責)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（令和5年6月東京都北区規則第50号。以下「規則」という。）に規定する第一順位の副区長とし、本部長を補佐する。
- 4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表1に定める委員をもって構成する。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集する。

- 2 本部長は、特に必要と認めるときは、推進本部に関係職員を出席させ、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び会員で構成する。
- 3 会長は、健康部長とし、幹事会を招集し、幹事会を総括する。
- 4 副会長は、福祉部長とし、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会員は、別表2に定める委員をもって構成する。
- 6 幹事会は、推進本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 7 会長は、特に必要と認めるときは、幹事会に関係職員を出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会の庶務は、健康部健康政策課が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年4月23日6北康健第1185号区長専決)

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

付 則 (令和6年5月16日6北康健第1392号区長専決)

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

別表1 (第3条関係)

規則に規定する第二順位の副区長
教育長
政策経営部長
デジタル推進担当部長

しごと連携担当室長
総務部長
危機管理室長
地域振興部長
区民部長
生活環境部長
福祉部長
健康部長
子ども未来部長
出産・子育て支援担当部長
まちづくり部長
防災まちづくり担当部長
拠点まちづくり担当部長
土木部長
会計管理室長
教育振興部長
区議会事務局長

別表2（第5条関係）

政策経営部企画課長
政策経営部広報課長
総務部職員課長
総務部多様性社会推進課長
危機管理室生活安全担当課長
地域振興部地域振興課長
地域振興部産業振興課長
区民部戸籍住民課長
福祉部地域福祉課長
福祉部生活福祉課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部障害福祉課長
健康部健康政策課長
健康部保健サービス課長
北区保健所保健予防課長
子ども未来部子ども未来課長

子ども未来部子ども家庭支援センター所長
教育振興部教育政策課長
教育振興部教育指導課長
教育振興部教育総合相談センター所長